



▲実をつぶさないようヘタを取ります



▲シソをちぎって塩でもみ洗い



▲出来上がった梅干しはおにぎりに

大和保育所では、食育活動の一環として毎年長組が昔から伝わってきた食文化である梅干作りに取り組んでいます。梅干パワーについて学習した後、ヘタとり、塩漬け、天日干し、しそもみ、本漬けと園長先生に作り方を教わりながらいろいろな過程を経験します。

子どもたちは「とっても大変と言いなながらも、梅干が緑から黄色、赤に変わっていく様子や、カリカリで硬かった梅が柔らかい梅干へ日々変わっていく様子に感動し、保護者の方に「私たちが作った梅干よ」と自慢しています。

出来上がった梅干は、在自山の山登りの日に自分たちが田植えや稲刈りをした玄米で梅干おにぎりに作ってお弁当にしたり、園の給食などで年間を通してみんなで食べています。

大和保育所での食育の取り組みを紹介します

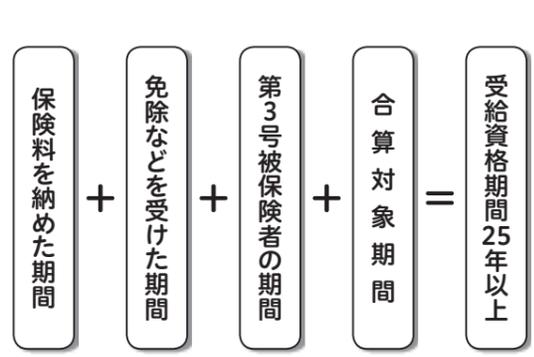


～福津市民の窓口～
福津市市民課から
ごんいちほ!
 ●市民課(福間庁舎) ☎43・8127
老齢基礎年金を受給するには

受給資格期間は25年以上必要です

国民年金は、20歳から60歳まで40年間の加入義務があります。40年間保険料を全て納めていたら、老齢基礎年金は満額受給することができます。平成24年度の満額受給年額は78万6500円です(満額の金額については、物価の状況に応じた改定が行われるため、年度ごと異なる場合があります)。

老齢基礎年金を受給するためには、25年以上の受給資格期間が必要で、つまり、保険料を納めた期間・免除などを受けた期間・第3号被保険者(厚生年金や共済年金加入の被扶養配偶者)であった期間・合算対象期間(※注)を足して、25年以上あるかどうかということになります。この条件を満たさなければ、保険料を納めた期間があつて



も、老齢基礎年金を受給することはできません。60歳を迎えた時点で、25年の受給資格期間を満たさない場合、手続きをすることにより、最長で70歳までの間、国民年金に加入することができず、これを任意加入といえます。手続きができるのは、60歳の誕生日の前日以降です。また、この任意加入は、25年の受給資格は満たしているが40年には満たない人が年金額を増やすために加入することもできます。その場合は、65歳までの加入となります。

(※注)合算対象期間：①厚生年金や共済組合加入者の配偶者で任意加入しなかった期間(昭和61年3月末まで)②20歳以上の学生で任意加入しなかった期間(平成3年3月まで)③厚生年金の脱退手当金を受けた期間④日本国籍のある人が海外に居住していた期間など

もっと身近に
介護情報
 高齢者サービス課
 (福間庁舎)
 ☎43・8191

負担限度額認定とは

「負担限度額認定」は、介護保険施設入所やショートステイの利用をしている所得の低い人の施設利用時に掛かる食費と、居住費の負担を軽減するための認定です。

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)への入所やショートステイのサービスを利用したときには、介護サービス費用の割自己負担分とは別に、食費や居住費(滞在費)、日用品費などが掛かります。この食費と居住費について、市民税非課税世帯の人の負担を軽減するため、市に申請して認定を受ければ、利用者負担段階に応じた負担限度額(表)までを自己負担していたとき、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

この認定の有効期間は、申請を受け付けた日の属する月の初日から、次にくる6月30日までとなりますので、引き続き認定を受ける場合は、毎年更新の手続きを行う必要があります。

負担限度額 (単位: 円/日)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)				
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室(老健・療養)	従来型個室(特養)	多床室
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,640	1,150	320
第1段階	300	820	490	490	320	0
第2段階	390	820	490	490	420	320
第3段階	650	1,310	1,310	1,310	820	320

現在この認定を受けている人には、6月上旬に更新手続きの案内および申請書を郵送します。

- ・ 基準費用額 施設における平均的な費用額を勘案して国が定めた費用額
- ・ 第1段階 世帯全員が市民税非課税(以下「非課税世帯」)で老齢福祉年金受給者または生活保護受給者
- ・ 第2段階 非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計(以下「所得などの額」)が年間に80万円以下の人
- ・ 第3段階 非課税世帯で所得などの額が年間に80万円を超える人

奇数月の第3土曜日・翌日曜日は



地域の日

福津市郷育推進会議
 郷育推進課(津屋崎庁舎)
 TEL 52・4969

「地域の日」とは?

市では、住民の皆さんが地域のことを考え、参加するきっかけとするため、「地域の日」を定めています。地域にとって大切なことに目を向けていただき、一人でも多くの人に実際に関わっていただく機会を増やしていくことが目的です。

何をやるの?

「地域の日」の目的に合うことなら何でもかまいません。地道に続けていくために、過度の負担とならないよう、現在行われている催しや事業を「地域の日」のイベントとして位置付けて行うことも可能ですし、それぞれの地域の実情に合わせて時期をずらすのもよいでしょう。もし、地域を元気にするようなイベントなどの取り組み事例がありましたら、お知らせください。

**地域のこと
 考えよう!
 参加しよう!**

【問題1】育児休業を取得できるのはどの事業所でしようか？

① 都道府県の認可を受けた事業所
② 育児休業の規定を定めている事業所
③ 全ての事業所

【問題2】はちみつを食べてはいけないのは何歳まででしようか？

① 1歳
② 2歳
③ 3歳

【問題3】厚生労働省発表の「家庭用品等の小児の誤飲事故の報告件数」で最も多かったのは何でしようか？

めざそう！

男女が
ともに
歩むま

●男女共同参画推進室(福岡庁舎) ☎43・8116

男女共同参画推進室は4月27日にイオンモール福岡の開業イベントにおいて「イクメン検定(福岡市版)」を実施しました。

あなたもチャレンジ！
イクメン検定



▲イベント当日の様子

イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のことです。イクメン検定で出題したクイズから3問抜粋して紹介します。ぜひチャレンジしてください。

【問題1の解答】正解は③。育児休業は法律により定められている労働者の権利ですので、事業所に規定が無くとも、申し出により取得可能です。

【問題2の解答】正解は①。はちみつには、ボツリヌス菌の芽胞が含まれていることがあります。大人が食べても全く問題はありませんが、1歳未満の乳幼児は消化器が未発達で、乳児ボツリヌス症を引き起こす可能性があります。

【問題3の解答】正解は③。30年近く連続1位です。

発掘現場から

教育総務課文化財係・古墳公園建設係 (津屋崎庁舎横) ☎52・4968

弥生土器の文様

装飾性豊かな縄文土器に比べ、弥生土器には質素なイメージを持っている方が多いかもしれません。しかし実際のところ、北部九州の弥生時代前期の壺には多様な文様が見られます。本年2~3月の大坪遺跡(水光会病院近く)発掘調査でも、文様のある弥生土器片が出土しました。

写真は壺の頸部から胴部にかけての破片です。胴部(写真下方)にへら状の工具で平仮名の「く」を横に連続させたような文様をつけています。この文様が縦に2・3つ組み合わせられて胴部を全周していたと考えられます。この時期には他にも半円形や山形、木の葉の形などからなる文様があり、幾何学的であることが特徴です。さまざまな文様を眺めると、弥生人の世界観を垣間見たような気になります。



▲文様のある土器片

消費生活相談室

生活安全課(福岡庁舎) ☎43・8106

危険！肥料用消石灰で失明

【相談事例】 肥料用消石灰をバケツに入れ、手に持って畑に散布している時に転倒し、バケツに入っていた肥料用消石灰をかぶり、消石灰が目に入ってしまった。入院して治療を受けたが、左目を失明した。(80代女性)

【アドバイス】 消石灰は強いアルカリ性の物質で、皮膚や目、呼吸器などに障害を引き起こす危険があるとされています。使用する際は、必ず保護メガネ、保護手袋、保護マスクなどを着用し、目や皮膚などを守ることが大切です。(国民生活センター・見守り新鮮情報から抜粋)

※毎週月・水・金曜日(9:00~16:00)は市役所福岡庁舎で消費生活相談員が相談を受け付けています。
※福岡県消費生活センター(☎092・632・0999)でも随時相談を受け付けています。気軽にご相談ください。

FUKUTSU ECO NEWS

福岡 エコにゆつす

●うみがめ課(津屋崎庁舎)
☎52・4952(環境づくり係・清掃対策係) ☎52・4953(資源リサイクル係)
FAX52・4469 E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

平成23年度廃油回収量(両庁舎分) 767キログラム
※工業用油脂や燃料に再利用されます。

ウミガメ保護のための自粛期間が始まります

6/1~10/31まで自粛期間です。



6月1日から10月31日までは、アカウミガメが市内の海岸で産卵、ふ化する可能性が高い時期です。そのため、市では、「福岡市ウミガメ保護条例」を施行し、この期間、下記の内容の自粛をお願いしています。

アカウミガメが安心して産卵し、ふ化できる環境づくりのために、皆様のご協力をお願いします。また、市内の海岸でウミガメを発見したときは、生死にかかわらず市へお知らせください。

ウミガメの捕獲や卵の採取は、条例で禁止しています。

- 1 砂浜へ車を乗り入れないでください**
車の重みで卵が押しつぶされたり、タイヤのわだち(跡)に行く手を遮られ、ふ化したばかりの子ガメが海へ帰れなくなる可能性があります。
- 2 砂浜を明るくしないでください**
車のヘッドライト、花火、たき火、たばこの火などの光があると、ウミガメは警戒して砂浜に近づかず、産卵しません。また、ふ化したばかりの子ガメは、光の方向に歩き出す習性があるので、海へ帰れなくなります。
- 3 砂浜で大きな音を立てないでください**
花火、大声などの大きな音が聞こえると、ウミガメは警戒して砂浜に近づかず、産卵しません。



分別収集 Q & A

- Q** ビールびんや一升びんは割って出す必要はありますか？
- A** ビールびんや一升びんを「飲食物用びん」に出すときは、割る必要はありません。そのままの形でコンテナに入れてください。すでに割れているびんは「その他のガラス」で出してください。なお、長い蛍光管は割る必要はありませんので、そのままの形で「蛍光管」に出してください。
- Q** 「金属混合物」で出せるものには何がありますか？
- A** 「金属混合物」にはコンテナに入る大きさの金物を出すことができます。対象となるものは小型電気製品、台所用品、缶詰の缶などです。また、金属とプラスチックなどの混合物でできた日用品などで、分解できないものは「金属混合物」で出してください。
- ※コンテナに入らない大きさのものは「不燃粗大」として出してください。

